

## 個人情報保護法に関する座談会（概要）

日 時：平成 30 年 6 月 11 日（月）13:30～15:00  
場 所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）  
大分市東春日町 1 - 1  
主 催：個人情報保護委員会、大分県  
参加者：消費者団体関係者（2名）  
消費生活相談員（1名）  
自治会関係者（1名）  
中小企業関係者（1名）



### 概要

#### （自治会関係者のご意見）

- ・ 自治会は、防犯、防災、老人会、子ども会、地域の祭りなど、様々な役割を担っており、地域住民の氏名や住所、電話番号、災害時に支援が必要か等の個人情報を扱っている。市から名簿保管用の金庫の貸与を受けており、これにロックして管理している。
- ・ 行政の取り組みを拡げるには、市民に知らせて、2年くらい、行政も一緒になってフォローアップしていくことが大事。防犯に関してフォローアップを頼んで取り組み、住民の皆さんに拡げる成果が出た。
- ・ 難しい課題の部分は、行政と一緒に連携を取りながらやっていったら、可能になってくるのではないかと思う。
- ・ 今日、自治会向けのリーフレットをいただいた。個人情報の保護、取扱いの勉強になるので、早速、近々、自治会の会議で配りたい。

#### （中小企業関係者のご意見）

- ・ 当社の個人情報の取扱いはHPのプライバシーポリシーで公表している。
- ・ 個人情報としては、「氏名、生年月日」の他にDMを送付する際の住所も取得する。情報流出を避けるために、オフコンを使用しており、外部とは一切遮断している。加えて、パスワードにより閲覧できる者を制限している。
- ・ 紙ベースで保管しているものについては、不要になった時点で廃棄している。
- ・ イベントの写真をホームページに掲載する際は、後方から撮影したものなど顔が判別できないように撮影したものを掲載するようにしている。

#### （消費者の方のご意見）

- ・ 自分と個人情報を考えてみると、戸籍・住民票などの行政文書、運転免許証やパスポート、銀行とかのクレジットカード、携帯電話、マイナンバーなど思いうかべたとき、それが公になることはないだろうと思うが、インターネットで買物をした時やネットに打ち込む情報で自分が発信したことでどうなるのかという心配はある。こういう私たちが持っている情報をどう管理すべきかが大切と思う。

- ・ 消費者側も、例えばインターネットでの買物やクレジットカードの引き落としについて、利用明細を確認するなど、現在のネット社会に対応する消費者自身の自覚が重要と思う。また、個人情報に関する社会の状況を学んでいく必要がある。

(消費生活相談員の方のご意見)

- ・ よく相談のある案件だが、古い電話帳や名簿屋から購入したものを基にDMを送付することは違法ではないが、送付して欲しくないのであれば、事業者に「今後は送らないでほしい」としっかりと意思表示を行うことが重要である。
- ・ クレジットカード情報が流出して身に覚えのない請求がきたという相談はよくある。このような方には、カードを持たないか、持つのであれば、利用明細を毎月チェックするなどの対策を提案している。企業側の責任もあるが、消費者側も自らの個人情報が適切に取り扱われているか、気を付けなければならないと伝えている。

(要支援者の情報について)

- ・ 災害のときなど支援が必要な人については、本人の申出があれば、情報を共有することができるのだが。
- ・ 要支援者の情報は、自治委員、自治会長、民生委員、自主防災組織、町内の役員で共有し、何かあれば、近所の人に対応をお願いできるようにしているところもあるが、班によってそれぞれ対応が異なっている。